

仕様書

I 委託業務の概要

1 業務名

山本処理場（東米里地区）等における太陽光発電設備導入に係る系統接続検討業務

2 業務の目的

札幌市白石区東米里にある一般廃棄物最終処分場「山本処理場東米里地区」の一部及び隣接する未利用地において実施する太陽光発電事業の事業性を検証するため、設置可能な太陽光発電施設の構成等を検討し、一般送配電事業者へ接続検討申請を行い、連系可否、系統連携工事の概要、工事費負担金の概算等の確認を行うことを目的とする。

3 履行期限

契約締結日から令和7年3月26日まで

4 太陽光発電設備設置箇所

山本処理場(東米里地区)第1、2、4～6ブロック及び隣接の未利用地の約279,000㎡

5 業務の概要

(1) 全般的事項

業務を進めるにあたっては、委託者及び事業地を所管する札幌市環境局環境事業部施設管理課及び処理場管理事務所と十分協議のうえ実施する。なお、山本処理場はごみの埋立は終了しているが、浸出水処理を継続する廃止前の一般廃棄物最終処分場である。

(2) 資料の収集整理・現地踏査

既存資料の収集および現地調査を行い、太陽光発電施設が最終処分場管理の支障とならないよう施設の設置状況等を十分把握するものとする。

(3) 検討内容

(ア) 当該敷地に設置できる最大容量の太陽光発電施設の配置、構成、集電方法（構内送電電圧、フィーダー数・ルート）を検討し、単線結線図、主要設備レイアウト図、平面図等にて示すこと。

ただし、必要な設備基礎設計、ボーリング調査は行わないものとする。

(イ) 年間予想発電量(kWh/年)の算定を行い、グラフ等にて示すこと。

(ウ) 工事工程表を作成すること。

(エ) 接続検討申請に必要な事項を検討し、接続検討申請に必要な書類の作成を行う。

(オ) 一般送配電事業者へ接続検討申請を行う。

なお、接続検討申請に係る検討料は、受託者が負担すること。

(カ) 一般送配電事業者から接続検討申請内容に係る疑義や変更依頼等があった場合は、受託者にて必要な対応を行うこと。

また、一般送配電事業者との協議事項は、書面で報告を行うこと。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 1部
契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

イ 業務責任者指定通知書 1部

ウ 業務責任者経歴書 1部

(2) 業務完了時に提出するもの

ア 報告書 2部

イ 業務完了届 1部

※報告書は、データとしてCD-R等での提出を行うこと。

2 適用法令

「電気事業法」、「建築基準法」、「建設業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。
なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - ・氏名、年齢、経歴書、生年月日、受託者との雇用関係を証明する書類等
- (2) 業務責任者は業務担当者に作業内容等を伝え、その周知徹底を図ること。
- (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。

4 配置技術者

業務責任者は、第一種電気主任技術者または第二種電気主任技術者の資格保有者を配置すること。

5 業務条件

市有施設等で業務を実施する場合、実施時間帯は原則として、9時00分～17時00分とする。休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、委託者と協議すること。また、施設内への入退出場所・方法・時間については、委託者と調整し、承諾を受けること。

6 委託者の立会い

委託者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出をする。

7 火気取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

8 喫煙の禁止

喫煙は、本市が所有する施設内（車両内を含む）において禁止する。

9 出入禁止箇所

市有施設等内において、業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

10 最終処分場内での作業の服装等

業務関係者は、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。

11 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

12 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

13 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。